

国際知財司法シンポジウム2019
2日目（9月26日）模擬裁判の事例等
（民事事例—ネットと著作権—）

事案1（CASE 1）

事案

日本の A テレビ局で制作された人気アニメ「Nacchun(なっちゅん) と仲間たち」の中に出て来る猫のキャラクターのラブ（図1）が猫ブームに乗って世界的な人気キャラクターになった。著作権者である A テレビ局から貴国のテレビ局【PONY TV】が許諾を受け、貴国でも「Nacchun(なっちゅん) と仲間たち」のアニメの配信が行われている。

貴国のネットショップ【Donkey Net】で猫のキャラクターのラブの形状を模したぬいぐるみ（図2．但し、ラブとは名付けてはいない）が販売されているが、著作権者である A テレビ局からも【PONY TV】からも許諾を受けたものではなかった。貴国で猫のキャラクターのラブを含むアニメ「Nacchun(なっちゅん) と仲間たち」の配信、及び商品化権にかかる著作権利用について許諾を受けた独占的使用権者は【PONY TV】のみであった。

【図1：猫のキャラクターのラブ】



【図2：ラブの形状を立体化したぬいぐるみ】



【図3：リボンを付けた性別が異なるラブ】



【図4：パンダ化したラブ】



質問

Q 1 : アニメのキャラクターの保護に関する質問

日本のアニメに登場する猫のキャラクターのラブの2次元映像が貴国の著作権法により保護されますか。

Q 2 : 2次元映像の立体化に関する質問

【Q 1 の回答が YES の場合 : アニメのキャラクターの2次元映像が貴国の著作権法により保護されるとすれば】猫のキャラクターのラブを立体化したぬいぐるみも、著作権侵害として貴国の著作権法により保護されますか。

Q 3 : 類似性の判断基準に関する質問

図 2, 3, 4 の例を使って、著作権侵害判断の要件である「類似性」をどのように判断するのか、を説明してください。

Q 4 : 国外サーバーに関する質問

著作権侵害品を販売するネットショップ【Donkey Net】による著作権侵害品の販売が、貴国の著作権侵害に該当するためには、サーバーが貴国内にあることが必要ですか。

【サーバーが貴国外にある場合にも著作権侵害に該当する可能性があるとするれば】ウェブサイトに貴国語で表示がなされていることなど、貴国の消費者に向けた販売方法であることが必要ですか。

Q 5 : 当事者適格に関する質問

【著作権者である A テレビ局には侵害行為に対して当事者適格があるという前提で】

次の(1)～(3)の各場合、【PONY TV】は、ネットショップ【Donkey Net】に対して著作権侵害訴訟を貴国で提訴するための当事者適格が認められますか。

(1) 【PONY TV】が、A テレビ局からアニメ「Nacchun(なっちゅん)と仲間たち」の配信及び商品化にかかる著作権利用について、貴国で独占的な許諾を受けていた場合

(2) 【PONY TV】が、A テレビ局からアニメ「Nacchun(なっちゅん)と仲間たち」の配信及び商品化にかかる著作権利用について、貴国で非独占的な許諾を受けていた場合

(3) 【PONY TV】が、貴国でのアニメ「Nacchun(なっちゅん)と仲間たち」の配信にかかる著作権利用についての(独占的又は非独占的な)許諾を A テレビ局から受けていたが、商品化権については許諾を受けていない場合

事案2 (CASE 2)

事案

日本の電気メーカー【PONY】が製作・販売するオリジナルの【大型】AI スピーカーのロボットのハチ公が日本で人気を博している。

貴国のネットショップ【Donkey Net】でAI スピーカーのロボットのハチ公の形状を模したぬいぐるみ（但し、ハチ公とは名付けてはいない）が販売されているが、電気メーカー【PONY】から許諾を受けたものではなかった。

質問

Q1：応用美術の保護の有無に関する質問

ベルヌ条約2条7項(TRIPS 協定9条1項)に従い貴国の著作権法においても応用美術は保護されますか。

Q2：実用品の著作権法による保護に関する質問

(1) AI スピーカーのロボットのハチ公は実用品であり、純粋美術品ではありませんが、AI スピーカーのロボットのハチ公の形状も貴国の著作権法により保護される可能性がありますか。

(2) 【著作権法以外の】刑法、民法又は不正な競争を防止する他の法律で保護される可能性がありますか。

Q3：大量生産や機能に関する質問

【Q2(1)の回答がYESの場合：AI スピーカーのロボットのハチ公の形状も貴国の著作権法により保護される可能性があるとするならば】

(1) ハチ公の形状は応用美術として保護されますか、純粋美術の著作物として保護されますか。それとも特に応用美術として著作権法上の保護に区別はないでしょうか。

(2) ハチ公が実用品で大量量産される場合にも著作物として保護されますか。

(3) ハチ公に音や動きのある電氣的な機能がある場合にも著作物として保護されますか。

以上